



6杉並まち景審第3号
令和6年10月28日

杉並区長 岸本 聡子 様

杉並区まちづくり景観審議会
会長 内田 奈芳美



答申書

令和6年10月25日付け6杉並第41706号（6諮問第1号）にて諮問された杉並区景観計画の改定案について、下記のとおり答申します。

記

別紙のとおり答申します。

1. 景観の定義は、学術的解釈が様々である点を考慮し、一般的に用いられる用語の説明を引用する又は、区民が景観について理解しやすいような記載を検討すること。その際、色彩のほか、風景や歴史的建築物又は眺望等の景観の本質を捉えた内容となるような記載とすること。
また、序章に記載する「景観とは、見て、感じること」が計画全体に反映するよう記載を統一すること。
2. 区の景観の成り立ちの説明には、文章だけでなく、図画を用いるなどの感覚的に理解できるよう表現を工夫すること。
3. 景観特性は、その要素の重要度等に応じて記載する順序や平仄を統一すること。また、民間の取組事例や法制度等を踏まえた、区のまちづくりの方向性に関する記載を検討すること。
4. ゼロカーボンシティの取組には、森林における温室効果ガス吸収量低下の現状を踏まえ、みどりを増やす取組のほか、木材利用や木造建築物を推奨する取組の記載を検討すること。
5. 計画の数値目標について、取組の成果と課題を踏まえて分析し、その達成状況を評価すること。また、区民が意識する景観の要素について、現状の評価項目に加えて調査、分析すること。
6. 壁面緑化のイメージ図は、区内の優れた建築物を掲載する等の実際の事例を掲載すること。
7. 太陽光パネルは、景観を損なうことなく、また、歩行者の目線からは見えないよう設置することを記載すること。併せて、パネル設置のイメージ図は現実に即した設置イメージに改めること。
8. 景観形成基準に、プライバシーを侵害する可能性があるガラス素材等の素通しのバルコニーの設置に関する記載を盛り込み、事業者等への説明の一助となるようにすること。また、屋外広告物の協議制度で対象外となっているデジタルサイネージについての配慮点を記載すること。
9. 建築物等の色彩基準等に区民が分かりやすいよう、注釈や説明を記載すること。
10. 景観重要河川や道路、公園等の景観重要公共施設やモデル地区は、指定のない区南西部についても、良好な景観形成に資する施設や地区を選定して記載すること。
11. 保存樹林に関して、その保全と増加する取組の必要性について記載すること。
12. 道路のカラー舗装は、必ずしも良好な景観形成に資する取組とは言い難いことから、記載は考慮すること。

13. 景観づくりの普及啓発においては、区の実組への理解促進や、景観に対する区民の意識啓発に資するよう、SNS等の活用を検討すること。
14. 計画に使用するイメージ図は、区内に存在する良好な景観を形成する建築物や商店街などの事例や現実に即した内容とし、誤った景観の印象を与えないよう考慮すること。また、壁面緑化や隣棟間隔のイメージ図には、中木や高木があるイラストを用いること。
15. 本計画は区民意見を踏まえて改定していることが分かるよう計画の構成を検討すること。また、区民意見には、景観に対する様々な意見がだされており、そうした意見が今後の取組を進める上でも重要な要素となることから、計画の本編に掲載すること。
16. グリーンインフラは、区内組織で連携して取組内容を検討し、計画改定に反映させること。
17. 年や年度の表記は、和暦と西暦に併記すること。
18. 計画に使用する景観を形容する用語等は、景観法で用いられている用語等を参考に見直しすること。
19. 現計画の実組状況を記載するとともに、状況を踏まえた計画改定とすること。
20. 計画冒頭は、東西の河川、地形、文化や歴史の成り立ちを踏まえた記載とすること。また、風致地区、特別緑地保全地区、景観重点地区、景観重要公共施設、モデル地区、商店街、街路樹、沿道景観などを記載した、区全体の方針図を掲載すること。
21. 在来種は、日本固有種のほか、区のまちなみに即し、好まれている種も含まれることから記載を見直すこと。併せて、種の継承やみどりの創出の必要性などについて計画に記載することを検討すること。
22. 新たな交通モビリティに関する交通ルールを周知するため、自転車レーンの標識設置に関する内容を記載することを検討すること。
23. 風致地区など景観の現状につながっている緑地計画について、その成り立ち等の歴史的な経緯も踏まえて記載を増やすこと。